

居宅介護支援事業所 ゆうゆう

運 営 規 程

平成12年	4月	1日	制	定
平成15年	9月	1日	改	定
平成17年	10月	1日	改	定
平成18年	4月	1日	改	定
平成19年	2月	1日	改	定
平成19年	4月	1日	改	定
令和2年	9月	1日	改	定
令和3年	4月	1日	改	定
令和5年	1月	1日	改	定
令和5年	11月	1日	改	定
令和6年	4月	1日	改	定

社会福祉法人本荘久寿会

居宅介護支援ゆうゆう運営規程

(事業の目的)

第1条 この指定居宅介護支援事業は、介護保険法の理念に基づき、要援護状態等となった場合においても利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 市町村及び他の指定居宅介護支援事業者・介護保険施設等との連携を図り、利用者の意思・人格を尊重し、利用者の立場に立った指定居宅サービス等が総合的かつ効果的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行う。

(事業者の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援ゆうゆう
- (2) 所在地 秋田県由利本荘一番堰145番地5

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業を行う職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(兼務)
管理者は理事長の命を受けて従業者及び業務の管理を行う
- (2) 介護支援専門員 3名以上(1名兼務)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当る利用者の数が35名又はその端数を増すごとに介護支援専門員を1名配置。

(営業時間及び営業日)

第5条 営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (2) 休業日は、土・日・祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までの日。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援事業について、予め利用申込者又はその家族に対し、内容及び手続きの説明を行い同意を得る。

- 2 利用者の被保険者証により、被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間を確かめる。
- 3 介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 4 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する1ヶ月前には行われるよう必要な援助を行う。

- 5 課題分析は、主に「包括的自立支援プログラム」様式を使用する。必要に応じて「居宅サービス計画ガイドライン」様式を使用する。
- 6 利用者の相談受付場所・サービス担当者会議開催場所は居宅介護支援ゆうゆう内相談室等を基本とするが、状況に応じて最も効率的な場所とする。
- 7 介護支援専門員の課題の把握のため、利用者の居宅を一度以上訪問し、利用者及びその家族に面接する。この際、面接の趣旨を十分に利用者及びその家族に対し説明し、理解を得る。

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 居宅サービス計画の作成

- (1) 居宅サービス計画作成開始に当っては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者及びその家族に提供し、利用者によるその選択を求めるものとする。
 - (2) 介護支援専門員は、利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、そのおかれている環境等の評価を通して利用者が現に抱えている問題点をあきらかにし、利用者が自立した日常生活を営めるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
 - (3) 介護支援専門員は、利用者、家族の希望並びに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
 - (4) 介護支援専門員は、サービスの担当者会議を開催し、当該居宅介護サービス計画の原案内容について、担当者の専門的な見地から意見を求めるものとする。
 - (5) 介護支援専門員は、利用者又はその家族等に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得る。
- 2 サービス実施状況の継続的な把握・評価
介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族や指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。
 - 3 介護保健施設等への紹介等
 - (1) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は、利用者が介護保健施設への入院または入所を希望する場合には、介護保健施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
 - (2) 介護支援専門員は、介護保健施設等から退院または退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅サービス計画の作成等の援助を行う。
 - 4 医療との連携

- (1) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治医」という。)の意見を求めるものとする。
- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に、訪問看護、通所リハビリテーションその他の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係わる主治医等の指示がある場合に限り行うものとする。医療サービス以外の介護サービスについて、主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されている場合には、それを尊重して行うものとする。

5 その他

- (1) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第27条第8項第2号に掲げる事項に係わる認定審査会の意見又は法第37条第1項に基づき指定されたサービスの種類について記載がある場合には、利用者にもその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成するものとする。
- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあつては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく計画的にサービスが行われるよう努めるものとする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

- 2 前項の利用料の他、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合はそれに要した交通費の実費を利用者から受けることができる。

(事業実施地域)

第9条 事業の実施地域は次のとおりとする。

- (1) 由利本荘市、にかほ市

(守秘義務及び個人情報の保護)

第10条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

- 2 サービス担当者会議等において、利用者又は家族の個人情報をを用いる場合は、利用者又は家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

(記録の整備)

第11条 従業者、設備、備品及び諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 居宅介護サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(苦情処理)

第12条 事業所は、提供した指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置の他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待防止)

第14条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、当法人の事業所が定めた指針に則って、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用を支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する研修の整備
- (5) 当事業所従業者又は居宅サービス事業者、および介護者（現に介護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を併設する事業所との連携により定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を

講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を併設する事業所との連携により、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所は、併設する事業所との連携により感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所は、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を併設する事業所との連携により、定期的実施する。

（職員の研修）

第17条 職員の資質向上のため定期的研修を確保する。

（その他）

第18条 介護支援専門員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを掲示するものとする。

2 この規定に定めるもののほか、事業運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。